

ふるさと五木村づくり計画

～ ひかり輝く五木村～



森と溪流 ITSUKI STAY 落成式

基本計画

平成31年度（2019年度）実施計画

平成31年（2019年）4月

熊本県 ・ 五木村

目 次

はじめに

新たな「ふるさと五木村づくり計画」について	1
1 これまでの取組みの成果と課題	1
2 計画の概要	2
3 計画期間	2
4 財源措置	2
5 計画の推進体制	3
基本計画	4
1 めざす姿	4
2 取組分野	4
3 実現のための施策（ソフト事業）	6
(1) 観光・物産振興	6
(2) 林業振興	7
(3) 商工業振興	8
(4) 移住・定住の促進	8
4 実現のための施策（ハード事業）	9

資料編	11
新たな「ふるさと五木村づくり計画」策定に係る経緯	11
熊本県五木村振興推進条例	12
熊本県五木村振興基金条例	13
その他参考資料（データ等）	14
実施計画	22
1 ソフト事業	22
(1) 観光・物産振興	22
(2) 林業振興	23
(3) 商工業振興	25
(4) 移住・定住の促進	25
(5) その他の取組み（五木村振興基金を活用する事業）	26
平成 31 年度（2019 年度） 事業一覧（ソフト事業）	27
2 ハード事業	31
平成 31 年度（2019 年度） 事業一覧（ハード事業）	31

はじめに

私は、川辺川ダム建設計画の白紙撤回表明からこれまで、「半世紀にわたりダム問題に翻弄されてきた五木村の苦難の歴史に応えなければならない」という強い思いのもと、県議会のご支援をいただきながら、五木村の振興に全力を尽くして参りました。

平成 21 年（2009 年）に村と共同で策定した「ふるさと五木村づくり計画」に基づく 10 年間の取組みにより、観光客数が 4 割増加したほか、水没予定地に公園や宿泊施設が整備され、ソフト・ハードの両面から村の振興は着実に進みました。

また、数多くの村民の皆様から「村の振興について実感がある」という評価もいただいております。

一方で、人口の社会減に歯止めがかかっていないといった課題も残されており、村からも継続的な支援について要望をいただいております。

そのため、平成 31 年度（2019 年度）以降の五木村の振興について、村と協議を重ねてきましたが、この度、計画期間を 5 年とする新たな「ふるさと五木村づくり計画」を村と共同で策定することとしました。

「村民ひとり、ひとりの姿が見える」という五木村の利点を生かし、主要産業である観光と林業の振興や移住・定住の促進などに、引き続き取り組んで参ります。

今後も、五木村の振興を県政の重要課題と位置付け、村民の皆様が将来にわたって展望と希望が持てるよう、村と協力しながら、しっかりと取り組んで参ります。

村民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 31 年（2019 年）4 月

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が「ダム建設白紙撤回」を表明され、同時に「村の振興は喫緊の課題」とされたことから、平成 21 年（2009 年）に村と県は共同で 10 年を期間とする「ふるさと五木村づくり計画」を策定しました。

また、平成 23 年（2011 年）6 月の「五木村の生活再建を協議する場」において、県の財政負担支援を財源に、国や県の協力を受けながら、村が実施する基盤整備事業を行うことを合意しました。

これまでに、道路・通信等の生活基盤や公園、歴史文化、宿泊等施設の整備を進め、また、林業振興に向けた間伐促進や林地残材の活用、観光客の誘致、農産物の特産品化、妊婦検診など子育て世代への支援、医療設備の更新、地域づくり団体の育成など村の振興に向けた様々な取組みを進めてきたところです。

この 10 年間の取組みにより、一定の成果があったと考えますが、人口減少をはじめとする各種課題が現状としてあります。

このことから、平成 31 年度（2019 年度）以降の課題解決に向けた村の振興策について県へ要望し、話し合いを重ねてきたところですが、令和 5 年度（2023 年度）までの 5 年間を計画期間とする新たな「ふるさと五木村づくり計画」を県と共同で策定する運びとなりました。

新たな計画では、基幹産業である林業振興、交流人口の拡大に向けた観光振興、村の活力維持のための移住・定住の促進等を中心に取組み、村の振興を図ることとしております。

今後も、国や県、関係機関と連携を密にしながら、計画に沿った取組みを着実に推進し、本村の基本構想に掲げる、村民ひとりひとりの見える姿を利点と捉え、住んでよかった、住み続けたいと思う「ひかり輝く五木村」を将来像とし、その実現に向け取り組んで参ります。

平成 31 年（2019 年）4 月

五木村長 和田 拓也

新たな「ふるさと五木村づくり計画」について

1 これまでの取組みの成果と課題

「ふるさと五木村づくり計画」は、熊本県五木村振興推進条例に基づき、平成21年（2009年）9月に五木村と県が共同で策定し、計画期間10年（平成21年度（2009年度）～平成30年度（2018年度））の中間点である平成25年度（2013年度）に見直しを行いつつ、10年間取り組んできた。

（1）これまでの成果

これまでの10年間、「働く場づくり」、「暮らしづくり」、「ひとづくり」の3つを施策の柱とし、人口減少の緩和をめざしてきた。

まず、「働く場づくり」については、計画着手前と比べ観光客総数が約4割増加し、森林組合の木材生産量は約2.5倍となった。このほか、村内企業の事業規模拡大や雇用の創出を支援した。

「暮らしづくり」では、空き家バンクの創設や、村営住宅・林業従事者住宅の建設により定住促進対策を強化し村外からの移住者も増加した。また、げんぞう会（介護予防教室）等により高齢者への支援の充実を図り、高齢化率は県内で最も高いが、要介護認定率は県内で6番目に低くなっている。

「ひとづくり」では、地域づくり活動団体が6団体発足し、各種イベントを開催するなど地域外との交流事業等活動に広がりが出てきた。

また、観光交流の核となる五木村歴史文化交流館（ヒストリアテラス五木谷）や、国・県道、村道等の交通アクセス、携帯電話基地局設置等の生活関連施設等、基盤整備事業が進んだ。

なお、平成27年度（2015年度）に15歳以上の村民に対して行った住民アンケートでは、村民の45%が「村の振興を実感している」と答えられ、「実感していない」と答えられた方の13.4%を大きく上回った。

このように、10年間の取組みにより一定の成果が出ている。

（2）今後の課題

一方、村民からは「住民の収入や雇用等の経済効果が不十分」（平成27年度（2015年度）の事業者アンケートでは、観光客の増加について「売上の増加に効果があった」11.4%、「売上の増加に効果がなかった」34.3%。）という意見もあり、また、人口の社会減に歯止めをかけるまでに至っていない。引き続き、経済効果の拡大、人口の社会減の抑制等に取り組む必要がある。

また、高齢化に備えた住環境の整備等で完了していない事業が残されている。

【課題】

- ① これまでの取組みや整備されてきた資産を活かした経済効果の拡大
- ② 人口の社会減の抑制
- ③ 安心して住み続けることができる環境づくり

2 計画の概要

残された課題である経済効果の拡大と人口の社会減の抑制をめざし、重点化して取り組むソフト事業を効果的に進めるため、ハード事業と一体となった新たな「ふるさと五木村づくり計画」に基づき、引き続き県と五木村が共同で振興に取り組む。

なお、本計画のソフト事業については、平成30年（2018年）12月に五木村が策定した村の総合計画である五木村基本構想（第6期）及び五木村振興計画前期基本計画（2019年度～2023年度）を踏まえ、経済の活性化及び生活環境の整備（定住対策の促進部分）の振興に資する分野に重点化して策定した。

3 計画期間

平成31年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の5年間とする。

※具体的な事業により構成する実施計画については、毎年度見直しを行う。

4 財源措置

「ふるさと五木村づくり計画」の推進にあたっては、熊本県五木村振興推進条例に基づき、ソフト事業とハード（基盤整備）事業に対して五木村振興交付金を交付する。

（1）ソフト事業

毎年作成する実施計画に掲げる事業に村が積極的に取り組めるよう、熊本県五木村振興基金条例に基づく熊本県五木村振興基金の残金を財源とするほか、所要額を確保する。

①交付金の考え方

実施計画に掲載する事業の実施にあたり、国や県の補助制度など他の財源の活用を優先したうえで、他に財源を求めることができないものについて、本交付金を充当する。

②交付金の充当対象

本交付金は、実施計画に掲載された重点分野の事業に充当する。ただし、熊本県五木村振興基金を財源とする事業については、村の意向により弾力的に充当することができる。

（2）ハード事業

平成23年（2011年）6月に「五木村の生活再建を協議する場」において行った、県の財政支援の表明に基づき、村が実施する基盤整備事業に対する所要額を確保する。

①交付金の考え方

平成23年（2011年）12月に村が発表した「『誇れるふるさと五木村づくり』に向けた基盤整備の方向性について」に基づき、「五木村生活再建基盤整備計画」実施計画に掲載した事業について、本交付金を充当する。

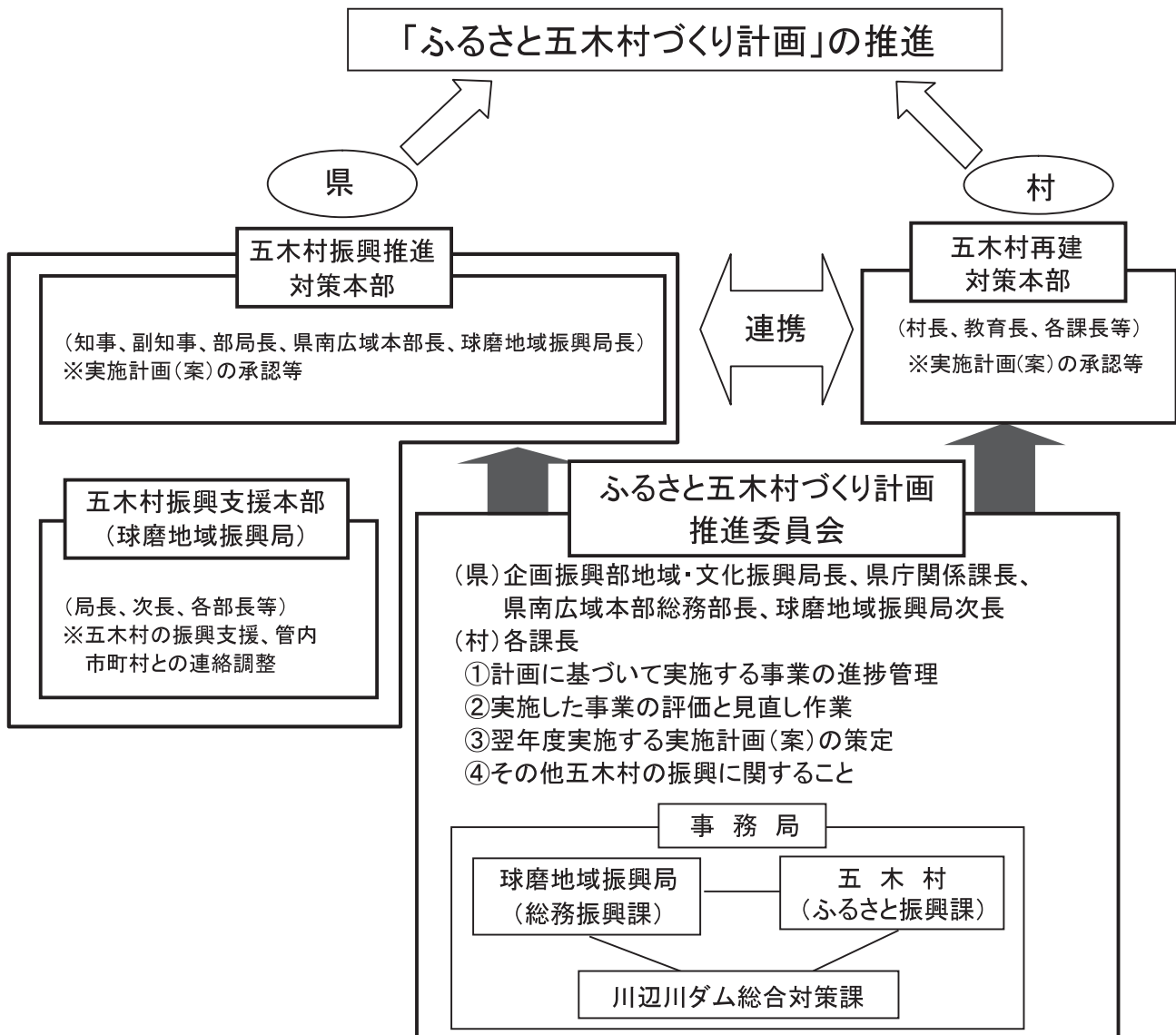
また、県の同意を受け借り入れた過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第12条の規定に基づく地方債をいう。）の借入額の3割に充当することができる。

②交付金の充当対象

村が実施する村道・林道整備、住宅整備等の基盤整備事業に充当する。

5 計画の推進体制

本計画を効果的に推進していくため、五木村振興推進対策本部（県）及び五木村再建対策本部（村）の下に、五木村と県の共同で「ふるさと五木村づくり計画推進委員会」を設置する。



基本計画

1 めざす姿

本計画では、村の主要産業である観光や林業の振興をさらに推進するとともに、移住・定住の促進に向けた取組みを村とともに進め、人口の社会減の抑制に取り組む。

これらの取組みを通じて、五木村がめざす将来像の実現に向け村とともに取り組む。

〔めざす将来像〕

「村民ひとりひとりの見える姿を利点と捉え、
生き活きと暮らせる

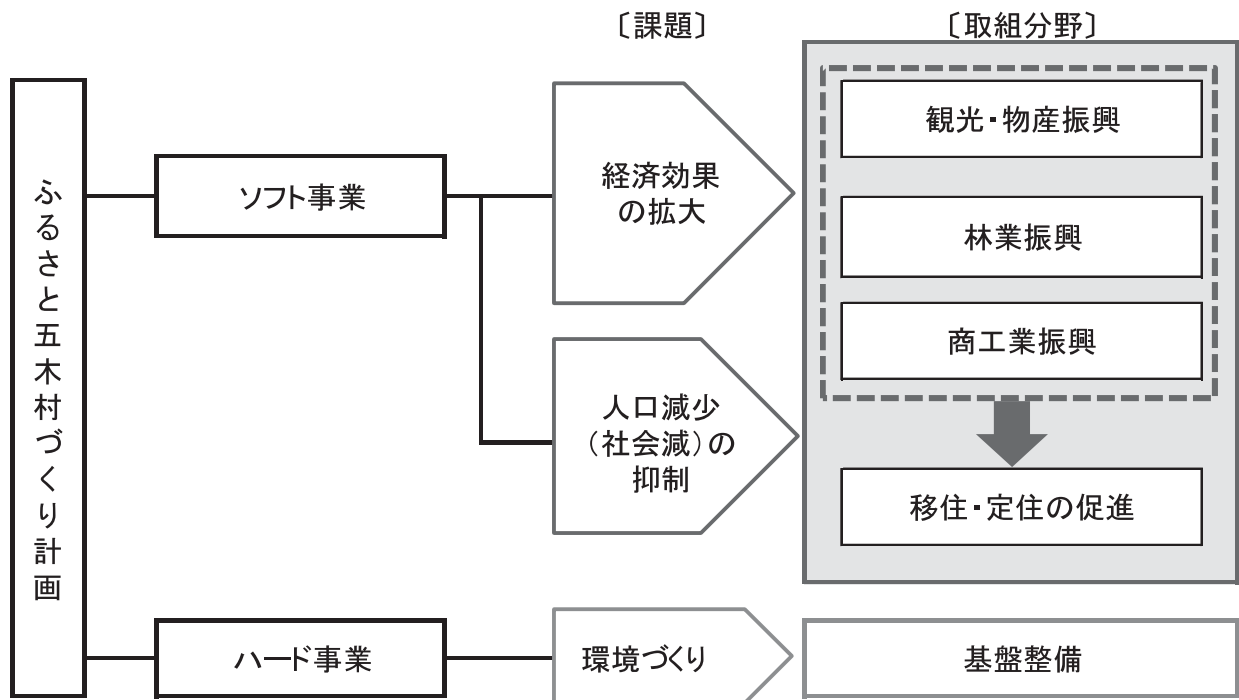
『ひかり輝く五木村』」

2 取組分野

(1) 重点化

残された課題に取り組むため、村の主要産業である観光や林業、商工業の振興により経済効果を拡大するとともに、雇用を創出する。同時に、移住・定住の促進により人口の社会減の抑制を図る。また、安心して住み続けることができるよう道路整備等の環境づくりに取り組む。

(2) 取組分野



3 実現のための施策（ソフト事業）

（1）観光・物産振興

これまで五木村では、行政と村民が一体となって、観光を主要産業の一つとして位置付け、全国的に知名度の高い「五木の子守唄」をはじめとする伝統文化や 12 年連続で水質日本一となった清流「川辺川」などの自然環境の活用と新たな観光交流拠点等の整備により、観光振興への取組みを進めてきた。

今後は、これらの観光資源を活用した情報発信やサービスの磨き上げを丁寧に行い、交流の拡大や村民の働く場の確保、所得の向上への寄与を加速させる。

物産振興では、これまで村の特徴を活かした農林水産物の生産拡大、新商品の開発や販路拡大に取り組んできた。

今後は、村の生業や暮らしの中にある素材を活用した魅力ある特産品づくりを推進するとともに、村内外の観光施設や飲食店等での販売により、村の魅力を伝え、さらに認知度を高めていく。

観光及び物産の振興を通して、稼ぐむらづくりをめざす。

①観光振興

宿泊等施設「森と渓流 ITSUKI STAY」等の活用により宿泊客の増加を図るとともに、体験型プログラムや「五木村歴史文化交流館（ヒストリアテラス五木谷）」等の既存の観光資源を最大限活用し、滞在時間の延長やリピーターを増加させる取組みを進める。

また、観光案内所を中心として、県内外への情報発信や村内受け入れ団体等との調整機能の充実を図る。

さらに、「人吉球磨観光地域づくり協議会」や県南地域でのインバウンド誘致事業等による近隣市町村との広域的な連携を進め、人吉球磨の地域資源を活かした「観光地域づくり」に取り組む。

②物産振興

「くまもと県南フードバレー構想」を踏まえた魅力ある特産品づくりと、特産品の中心あるいは素材となる農林水産物の生産維持・拡大、村内外に向けた販路拡大などにより、村の物産振興及び経済の活性化を図る。

また、優れた特産品を生産・販売できる生産者の育成や組織化に取り組む。

(2) 林業振興

五木村の面積のうち94%は森林である。森林は木材生産のほか、国土保全、水源涵養、生物多様性の確保、地球温暖化防止、ゆとり・安らぎ空間の創出など多面的機能(森林の公益的機能)を有しており、その維持が求められている。特に、戦後植林されて伐期を迎えた森林が増えており、今後、伐採や造林等、積極的かつ計画的な森林管理が重要である。

村では、「五木村森林整備計画」に基づき、森林の適正な管理を実施するとともに、経済活動と環境保全を両立した、豊かな森林を次世代に継承していく。

①五木産材のブランド化

「葉枯らし天然乾燥」による五木産材の優位性を積極的にPRし、産直住宅(五木源住宅)建築の推進により五木産材のブランド化をめざす。

また、村内での加工施設整備の検討を含む木材流通システム構築など、五木産材の付加価値を高める取組みを推進する。

②林業従事者の雇用確保と人材育成

林道・作業道等の整備や高性能林業機械等の導入を推進し、コストの削減、労働環境の改善による森林整備員の確保や人材育成に取り組む。

また、くまもと林業大学校県南校の運営に協力し、村内の事業体や森林を活用し林業担い手育成体制を構築する。

③森林管理

「五木村森林整備計画」に基づき、植栽、下刈り、間伐等の各種施業を確実に実施することで森林の公益的機能を確保し、持続性のある産業化を図る。

伐期を迎えた森林を対象に循環型林業を推進するほか、新たに制度化される森林環境譲与税を活用した「新たな森林管理システム」を構築することで、森林の特性や区分に応じた適切な森林整備を促す。

また、民有林・国有林及び村有林が連携し、各種情報の共有や路網の共同利用など、林業経営の安定化・効率化に取り組む。

(3) 商工業振興

観光・物産振興、林業振興、移住・定住促進と連携して、村の地域特性に即した起業や新たな雇用機会の創出に取り組む。

村内での起業や事業体の規模拡大等について五木村商工会と連携して支援し、特にU・Iターン者や村内の若者等の起業支援に重点的に取り組む。

(4) 移住・定住の促進

少子高齢化と過疎化により村の様々な分野で担い手不足が深刻になっている。生産年齢人口を増やすため、若年層や子育て世代をターゲットに地域の魅力や施策を積極的にPRするなど情報発信を強化するとともに、住まいの確保に取り組む。

①移住・定住の促進

ホームページやSNSを活用し、若年層や子育て世代を主なターゲットに情報発信を充実する。また、移住者が地域に溶け込んでいけるよう、地域や民間事業者等と連携した移住・定住に向けた支援体制を強化する。

②住宅等の確保

移住・定住者が住宅を確保するため、空き家の情報収集や空き家バンクへの登録促進、住宅情報の発信を強化する。また、地域暮らしの体験や住まい探しができるようお試し住宅を活用する。

4 実現のための施策（ハード事業）

平成 23 年（2011 年）6 月の第 5 回「五木村の今後の生活再建を協議する場」での合意を受け、村は平成 23 年（2011 年）12 月に『誇れるふるさと五木村づくり』に向けた基盤整備の方向性について」を公表した。県が表明した 50 億円の財政負担を財源に国や県の協力を受けながら観光交流の核となる五木源^{ごきげん}パークや五木村歴史文化交流館（ヒストリアテラス五木谷）等の整備、国・県道、村道等の交通アクセス、携帯電話基地局設置等の生活関連施設等、着実に基盤整備が図られてきた。

今後、生活環境のさらなる向上のため道路ネットワーク整備や住宅建設等、残された事業に継続して取り組む。

（参考）これまで実施してきた主な基盤整備事業

分野	事業内容
交通	国道 4 4 5 号（九折瀬地区）の改良 村道神屋敷線の改良 村道・林道改良、修繕 村道橋梁長寿命化、点検調査
観光交流	五木源パーク、森と溪流 ITSUKI STAY（宿泊等施設）の整備 五木村歴史文化交流館（ヒストリアテラス五木谷）の整備 白滝公園、大滝公園の整備 宮園地区大イチョウ周辺、平野地区お堂周辺の整備
産業振興	林業従事者住宅の建設 木材流通体制の整備 シカ解体処理施設の整備 物産館施設の整備
生活向上	防災対策の充実（マイハザードマップ作成等） 携帯電話基地局の設置 簡易給水施設の設置 村営住宅の整備

【水没予定地の活用例】

○五木源パークの整備（H26 年度（2014 年度）完成）



○森と溪流 ITSUKI STAY（宿泊等施設）（H30 年度（2018 年度）完成）



【観光交流施設の整備例】

○五木村歴史文化交流館（ヒストリアテラス五木谷）（H28 年度（2016 年度）完成）



資料編

新たな「ふるさと五木村づくり計画」策定に係る経緯

- 平成 20 年（2008 年） 9 月 11 日 蒲島知事が、新たな五木村の振興計画策定に取り組むことを表明
9 月 16 日 県が「五木村振興推進対策本部」を立上げ、第 1 回本部会議を開催
10 月 16 日 五木村が「五木村再建対策本部」を設置し、第 1 回本部会議を開催
県は、これに合わせて、五木村の振興支援のため職員を 1 名村へ派遣（翌年 4 月には新たに 1 名を派遣し、合計 2 名に増員）
12 月 22 日 定例県議会において「熊本県五木村振興推進条例」が制定
- 平成 21 年（2009 年） 2 月 3 日 五木村長及び五木村議会が知事へ意見書を提出
県からの財政支援と人的支援を要望
3 月 6 日 定例県議会において「熊本県五木村振興基金条例」を制定し、基金を設置（平成 25 年度（2013 年度）までに合計 10 億円を積み立て）
4 月 22 日～26 日 「五木村振興計画(仮称)素案に対する住民説明会」の開催
9 月 1 日 五木村再建対策本部及び県五木村振興推進対策本部を開催
「ふるさと五木村づくり計画 基本計画（案）」について了承
9 月 30 日 「ふるさと五木村づくり計画 基本計画」策定
- 平成 23 年（2011 年） 6 月 26 日 第 5 回「五木村の今後の生活再建を協議する場」を開催
併せて、県は、村の振興に必要な基盤整備事業の支援を行っていくため、50 億円の財政負担を表明
12 月 27 日 村は、「『誇れるふるさと五木村づくり』に向けた基盤整備の方向性について」を発表
⇒平成 24 年度（2012 年度）から基盤整備事業を実施
- 平成 25 年（2013 年） 3 月 31 日 頭地大橋開通
- 平成 26 年（2014 年） 2 月 3 日 県五木村振興推進対策本部を開催し、「ふるさと五木村づくり計画基本計画（改訂版）」策定
- 平成 27 年（2015 年） 3 月 21 日 五木源パーク落成式
11 月 1 日～ 16 日 住民アンケート実施
- 平成 29 年（2017 年） 4 月 21 日 五木村歴史文化交流館（ヒストリアテラス五木谷）オープン
- 平成 30 年（2018 年） 12 月 13 日 五木村基本構想（第 6 期）、五木村基本計画（平成 31 年度（2019 年度）～令和 5 年度（2023 年度））策定
2 月 4 日 県五木村振興推進対策本部を開催
- 平成 31 年（2019 年） 2 月 11 日 五木村再建対策本部を開催
4 月 20 日 「森と溪流 ITSUKI STAY」オープン

熊本県五木村振興推進条例

平成 20 年 12 月 22 日条例第 69 号
(改正)平成 31 年 3 月 22 日条例第 28 号

昭和 41 年に発表された川辺川ダム建設計画の推進に伴い、五木村は村の中心部の移転を余儀なくされるなど、大きな影響を受けてきた。

このため、国、県及び五木村は、公共事業をはじめとする各種施策を推進し、生活環境及び産業基盤の整備に取り組んできたが、このような取組にもかかわらず、五木村においては急速に少子高齢化及び過疎化が進行している状況にある。

これは、まさに五木村が国及び県の政策に一方向的に翻弄されてきた結果である。

このような状況の下、これまでダム建設を強く推進してきた国及び県は、五木村が地方公共団体として危機的状況にあることを深く認識し、五木村の振興に取り組んできた。

この結果、これまで一定の成果が出ているものの、人口減少の緩和に向けた取組は道半ばである。

このため、国及び県は、これまでの経緯を踏まえ、引き続き五木村と共にその振興に最大限努力していく責務がある。

ここに、五木村の振興を県政の重要課題と位置付け、その推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、川辺川ダム建設計画により大きな影響を受けてきた五木村の振興に寄与することを目的とする。

(体制の整備)

第 2 条 県は、五木村の振興に取り組むため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(振興計画の策定)

第 3 条 県は、五木村の振興をより一層効果的に推進するための新たな計画(以下「振興計画」という。)を五木村と共同で策定するものとする。

(財政上の措置)

第 4 条 県は、前条の振興計画を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国への要請)

第 5 条 県は、五木村の振興に係る課題が、国の施策及び予算へ反映されるよう、国に対して提案及び要請を行うものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、この条例の施行後おおむね 5 年を超えない期間に、社会経済状況の変化等を勘案して、この条例について必要な見直しを行うものとする。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 28 号)

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県五木村振興基金条例

平成 21 年 3 月 6 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 川辺川ダム建設計画により大きな影響を受けてきた五木村の振興に資するため、熊本県五木村振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

その他参考資料（データ等）

（1）人口の推移

五木村及び県、類似地域等の人口推移について比較

① 人口の推移

(人)

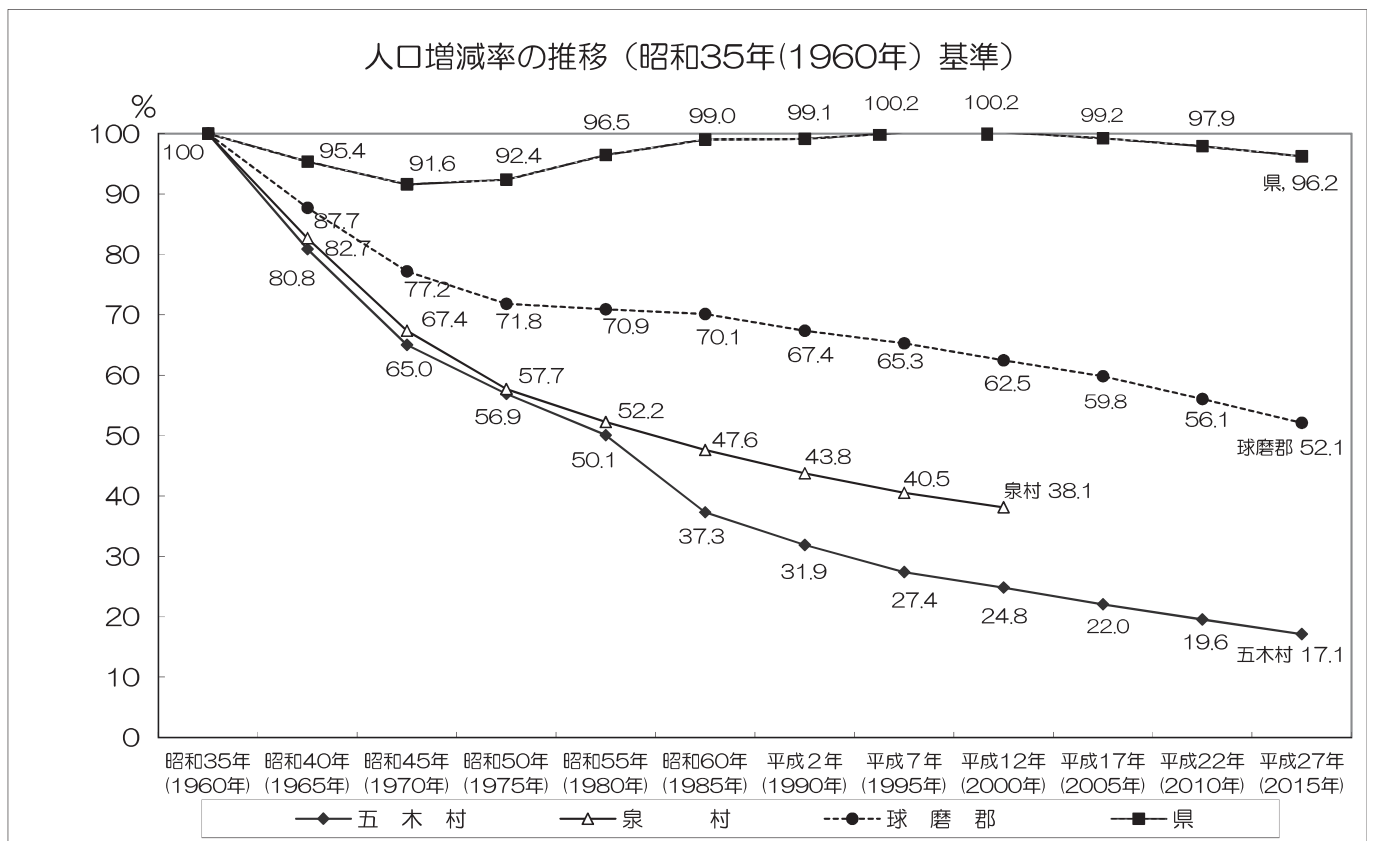
	昭和35年 (1960年)	昭和40年 (1965年)	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
五木村	6,161	4,981	4,006	3,507	3,086	2,297	1,964	1,687	1,530	1,358	1,205	1,055
泉村	7,281	6,021	4,904	4,200	3,803	3,466	3,187	2,952	2,775			
球磨郡	105,468	92,523	81,421	75,744	74,785	73,952	71,054	68,824	65,883	63,111	59,116	54,940
県	1,856,192	1,770,736	1,700,229	1,715,273	1,790,327	1,837,747	1,840,326	1,859,793	1,859,344	1,842,140	1,817,426	1,786,170

② 増減率（昭和35年（1960年）を基準とする）

(%)

	昭和35年 (1960年)	昭和40年 (1965年)	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
五木村	100	80.8	65.0	56.9	50.1	37.3	31.9	27.4	24.8	22.0	19.6	17.1
泉村	100	82.7	67.4	57.7	52.2	47.6	43.8	40.5	38.1			
球磨郡	100	87.7	77.2	71.8	70.9	70.1	67.4	65.3	62.5	59.8	56.1	52.1
県	100	95.4	91.6	92.4	96.5	99.0	99.1	100.2	100.2	99.2	97.9	96.2

※ 泉村（現八代市）については、五木村の類似地域であることから、比較対象として掲載
 なお、泉村は、平成17年（2005年）8月に八代市と合併（現八代市）



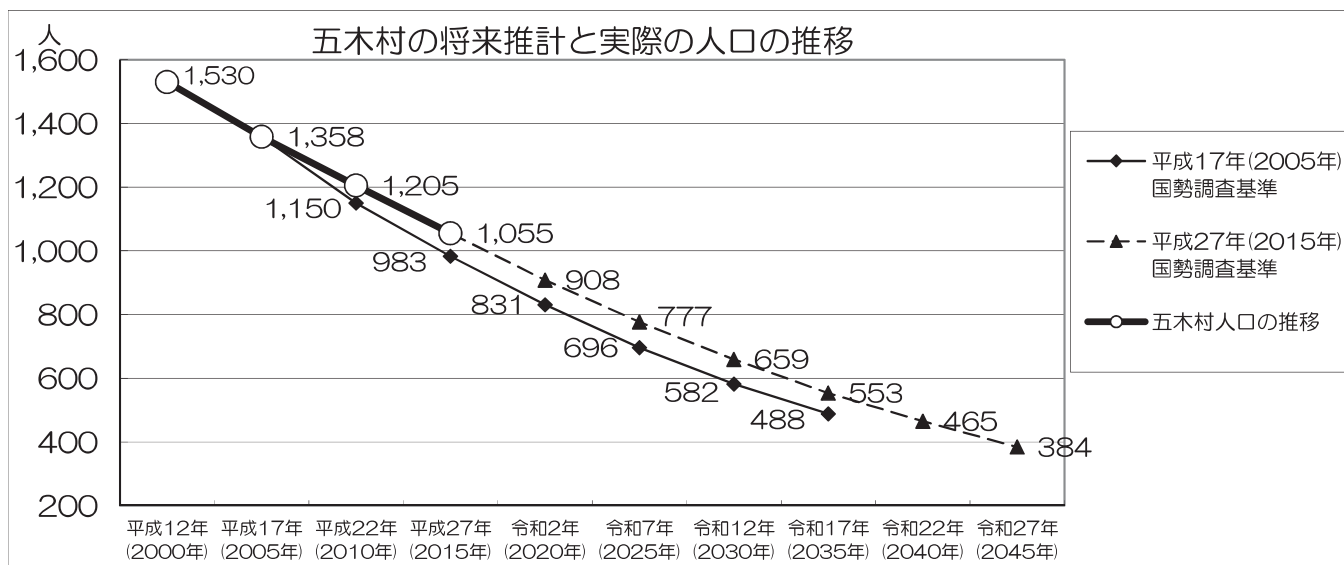
(資料) 国勢調査資料

(2) 五木村人口推計と実際の人口の推移等

○五木村人口推計と実際の人口の推移

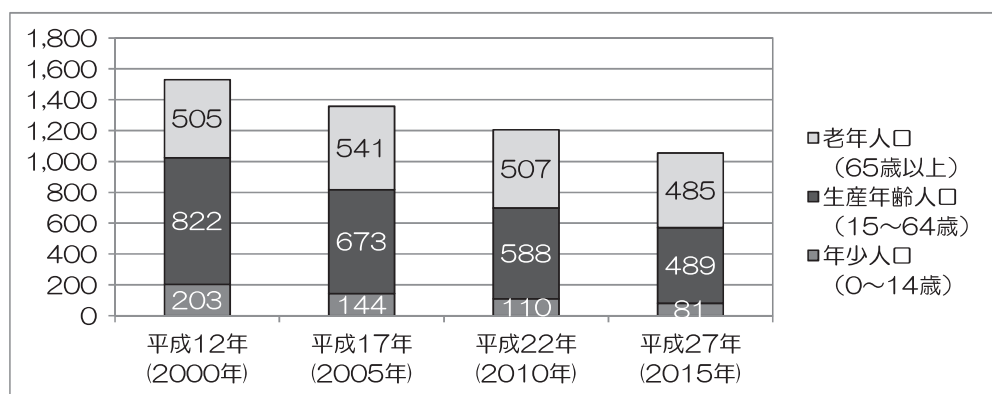
(人)

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
平成17年(2005年) 国勢調査基準		1,358	1,150	983	831	696	582	488		
平成22年(2010年) 国勢調査基準			1,205	1,046	918	799	684	586	505	
平成27年(2015年) 国勢調査基準				1,055	908	777	659	553	465	384
五木村人口の推移	1,530	1,358	1,205	1,055						

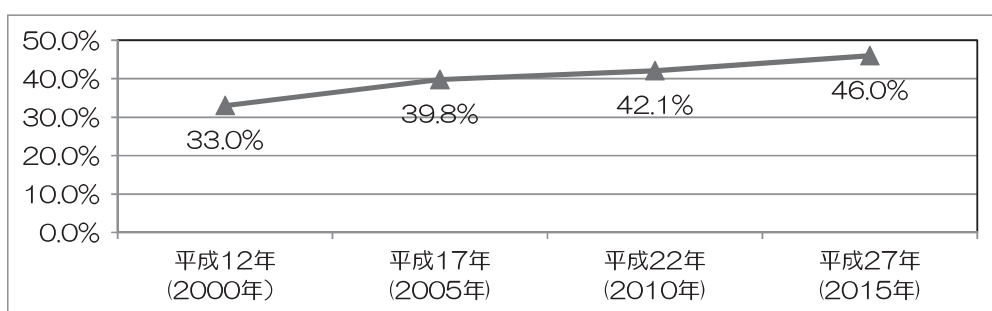


(資料) 日本の地域別将来推計人口
国立社会保障・人口問題研究所

○五木村年齢3区分別人口の推移



○五木村高齢化率の推移



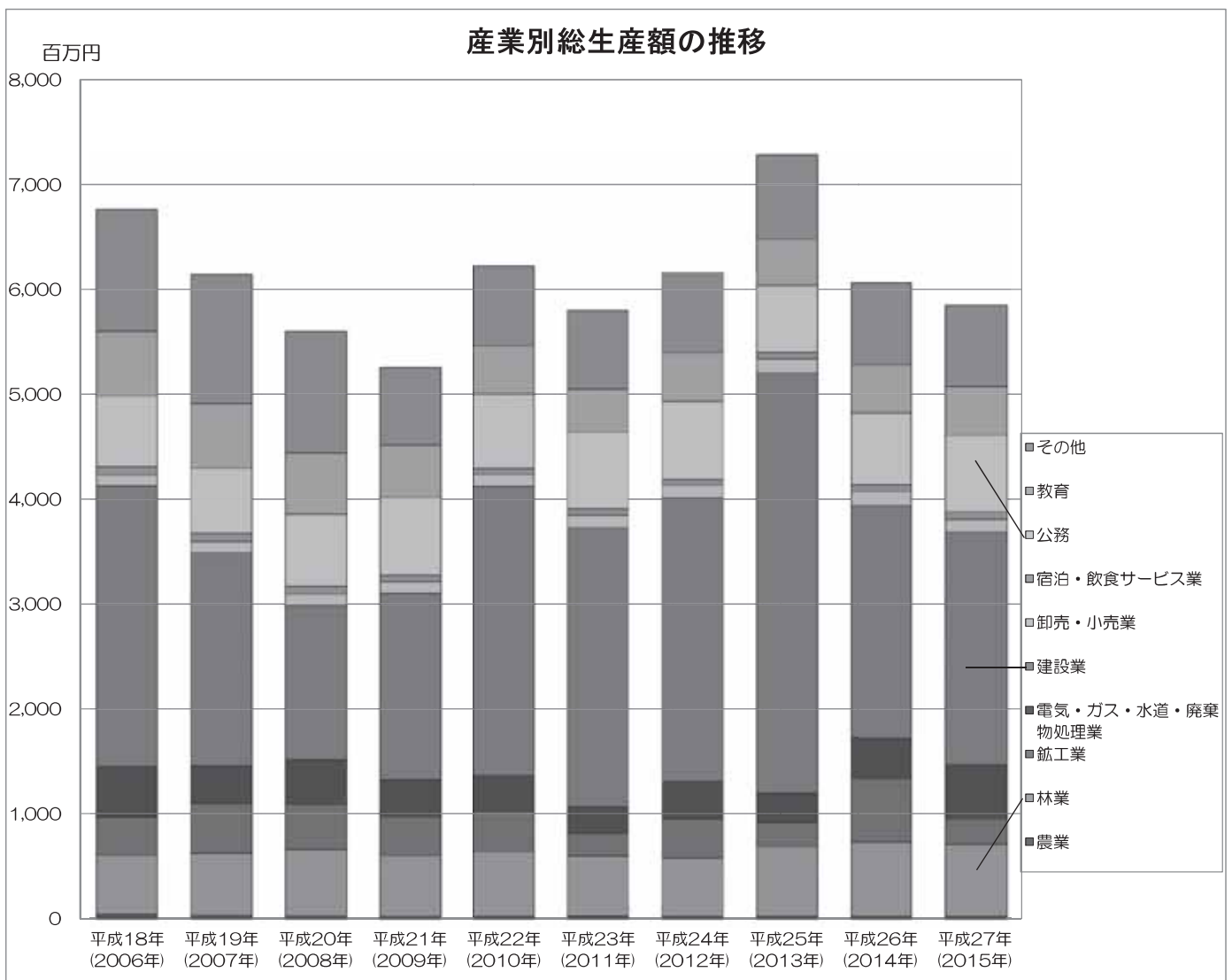
(資料) 国勢調査資料

(3) 産業別総生産額の推移

(百万円)

	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)
農業	39	31	26	21	18	23	19	19	19	19
林業	567	593	633	579	622	574	559	668	710	692
鉱工業	364	478	429	372	377	222	375	230	609	241
電気・ガス・水道・廃棄物 処理業	484	357	430	352	352	247	358	280	383	514
建設業	2,669	2,027	1,465	1,774	2,749	2,660	2,697	4,006	2,218	2,220
卸売・小売業	106	106	107	114	117	118	124	134	130	120
宿泊・飲食サービス業	798	808	75.7	59.4	58.3	61.2	52.7	62.1	63.3	71.9
公務	676	622	689	744	711	735	747	641	685	732
教育	618.3	617.7	583.0	499.2	459.2	410.2	465.1	443.5	461.6	463.1
その他	1,164	1,234	1,166	743	763	753	769	804	785	778

※その他：水産業、運輸・郵便業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業、保健衛生・社会事業、その他のサービスの合計



(資料) 平成27年度(2015年度)市町村民所得推計報告書

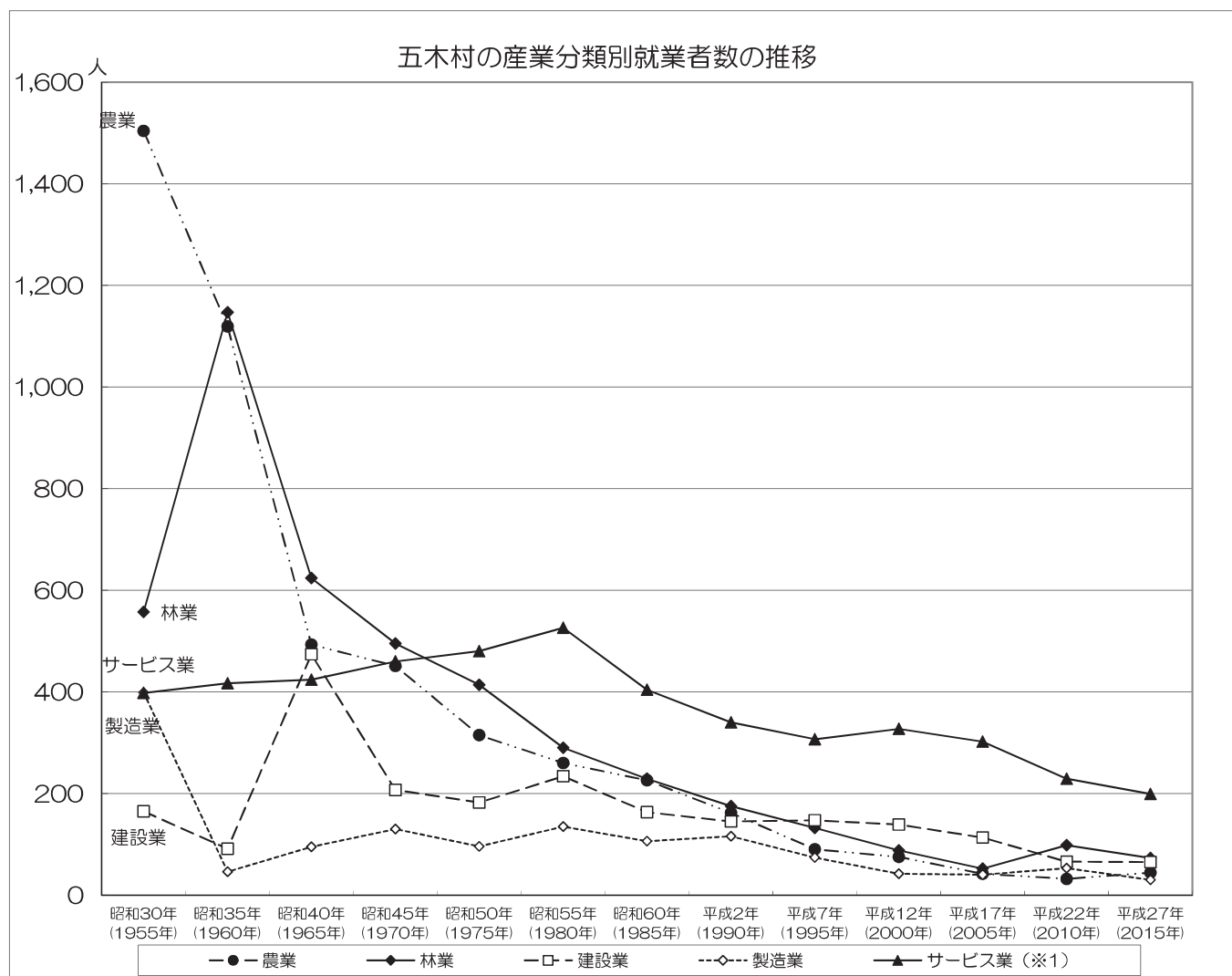
(4) 五木村における産業分類別就業者数の推移

(人)

	昭和30年 (1955年)	昭和35年 (1960年)	昭和40年 (1965年)	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
農業	1,504	1,119	493	451	315	260	226	162	90	75	42	32	44
林業	557	1,147	624	495	414	290	229	175	132	88	52	98	73
鉱業、採石業、砂利採取業	12	28	53	38	56	29	18	11	19	19	1	1	6
建設業	165	91	474	207	182	234	163	145	147	139	113	66	65
製造業	399	46	95	130	96	135	106	116	74	42	40	53	30
サービス業(※1)	398	417	424	460	480	526	404	340	307	327	302	229	199
公務(他に分類されるものを除く)	30	34	56	83	94	97	74	76	110	70	52	59	79
その他(※2)	0	1	0	8	2	0	0	1	2	3	1	4	3
合計	3,065	2,883	2,219	1,872	1,639	1,571	1,220	1,026	881	763	603	542	499

※1 サービス業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）

※2 その他：漁業、分類不能の産業



(資料) 国勢調査資料

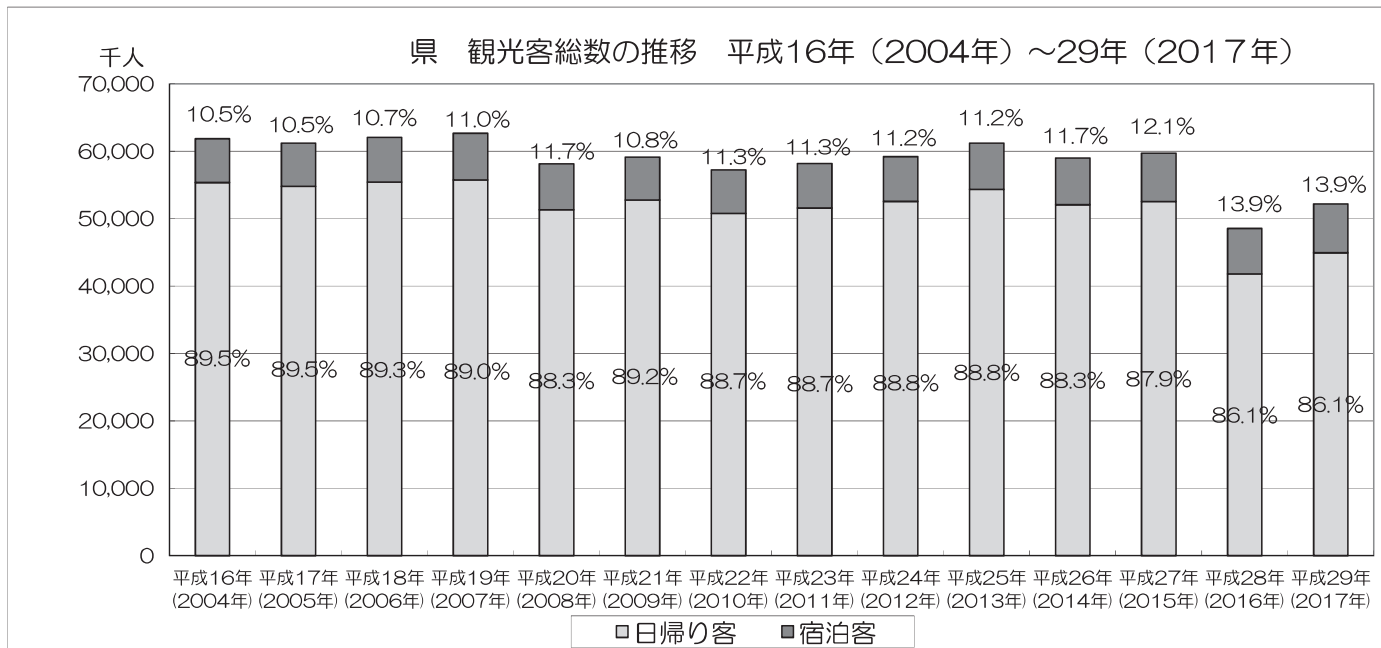
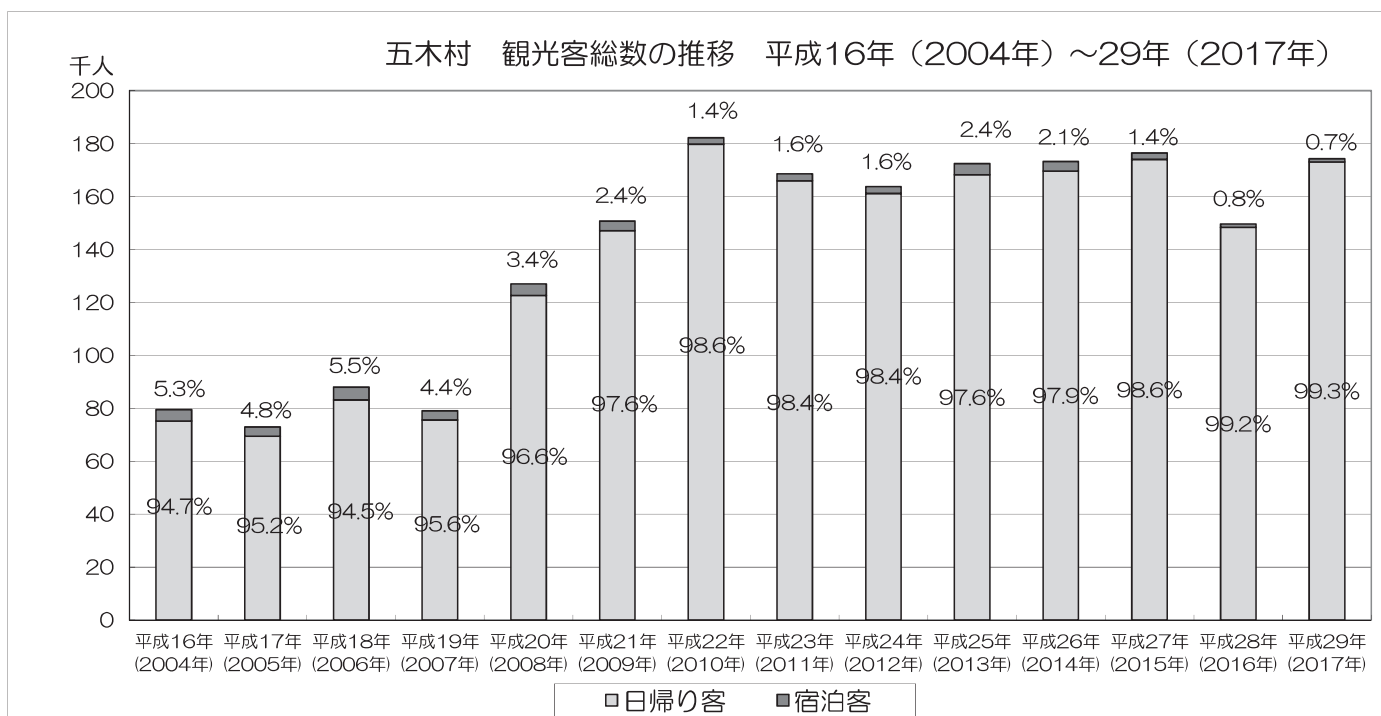
(5) 観光客総数の推移

五木村及び県の観光客総数（日帰り客、宿泊客の割合）について比較

(人)

	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	
五木村	日帰り客	75,209	69,376	83,173	75,563	122,656	147,103	179,746	165,935	161,152	168,228	169,583	174,000	148,385	173,078
	宿泊客	4,248	3,533	4,844	3,482	4,295	3,586	2,461	2,622	2,559	4,165	3,617	2,444	1,226	1,193
	合計	79,457	72,909	88,017	79,045	126,951	150,689	182,207	168,557	163,711	172,393	173,200	176,444	149,611	174,271
県	日帰り客	55,357,700	54,772,200	55,411,900	55,738,100	51,314,200	52,757,406	50,770,494	51,582,080	52,562,046	54,350,570	52,064,829	52,521,431	41,773,306	44,945,010
	宿泊客	6,489,000	6,424,600	6,651,500	6,909,300	6,801,300	6,381,223	6,467,069	6,592,201	6,634,073	6,838,765	6,924,237	7,202,214	6,771,532	7,241,977
	合計	61,846,700	61,196,800	62,063,400	62,647,400	58,115,500	59,138,629	57,237,563	58,174,281	59,196,119	61,189,335	58,989,066	59,723,645	48,544,838	52,186,987

※五木村の観光客数について、H18年（2006年）以前には祭りの人数を含んでいない。



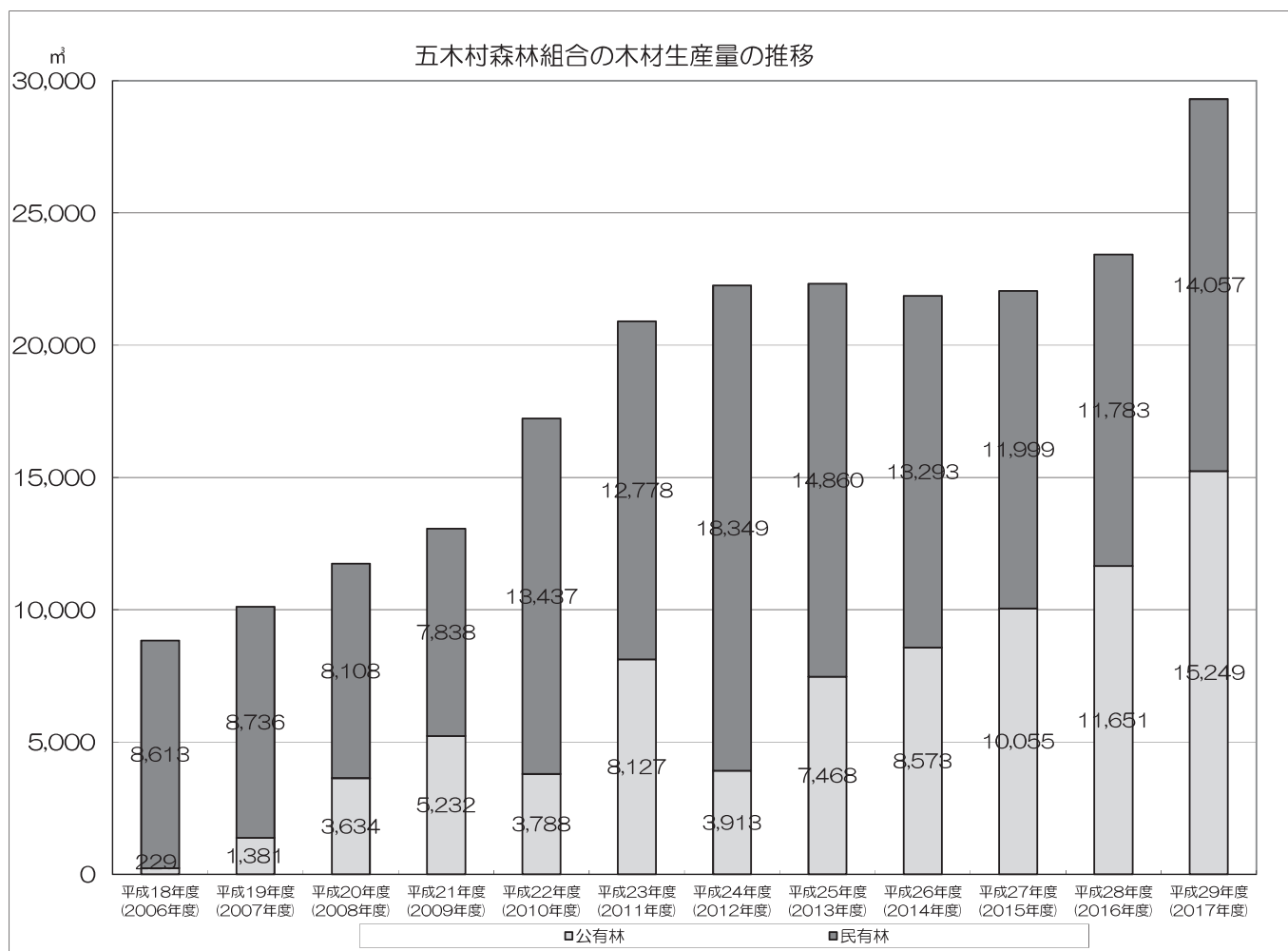
(資料) 五木村：五木村統計 県：熊本県観光統計

(6) 五木村森林組合の木材生産量の推移

(㎡)

	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
公有林	229	1,381	3,634	5,232	3,788	8,127	3,913	7,468	8,573	10,055	11,651	15,249
民有林	8,613	8,736	8,108	7,838	13,437	12,778	18,349	14,860	13,293	11,999	11,783	14,057
合計	8,842	10,117	11,742	13,070	17,225	20,905	22,262	22,328	21,866	22,054	23,434	29,306

※林産事業のみ、販売事業は含まない。



(資料) 五木村森林組合総会資料

(7) 五木村内の集落毎人口

五木村	集落名	H21(2009).5.31現在(A)		H30(2018).9.30現在(B)		比較増減(B-A)	
		世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)
1	小浜(こはま)	2	3	2	3	0	0
2	瀬目(せめ)	9	24	7	18	-2	-6
3	野々脇(ののわき)	7	15	7	18	0	3
4	宮目木(ぐうめぎ)	2	4	2	2	0	-2
5	葛の八重(くずのはえ)	8	17	6	9	-2	-8
6	大平(おおひら)	3	3	3	5	0	2
7	下谷(しもたに)	29	75	26	72	-3	-3
8	三方谷(さんぼうたに)	2	3			-2	-3
9	頭地(とうち)	114	291	124	270	10	-21
10	掛橋(かけはし)	2	3	1	2	-1	-1
11	九折瀬(つづらせ)	14	53	9	29	-5	-24
12	竹の川(たけのかわ)	19	51	16	35	-3	-16
13	入鴨(いりかも)	6	17	4	7	-2	-10
14	梶原(かじわら)	17	47	17	38	0	-9
15	小原(こばる)	5	7	2	2	-3	-5
16	日当(ひあて)	12	23	11	16	-1	-7
17	白蔵(しらそう)	11	20	6	8	-5	-12
18	裾川(すそごう)	4	7	2	4	-2	-3
19	白水(しらみず)	18	43	14	32	-4	-11
20	宮園(みやその)	47	112	43	93	-4	-19
21	松尾野(まつおの)	7	37	8	27	1	-10
22	八重(はえ)	13	26	12	22	-1	-4
23	平野(ひらの)	41	92	35	69	-6	-23
24	栗鶴(くりづる)	14	42	13	39	-1	-3
25	平沢津(ひらさわつ)	18	46	16	33	-2	-13
26	端海野(たんかいの)	4	12	2	5	-2	-7
27	高野(たかの)	19	59	30	68	11	9
28	下平瀬(しもひらせ)	25	45	17	35	-8	-10
29	上平瀬(かみひらせ)	15	24	11	17	-4	-7
30	白岩戸(しらいわど)	16	53	16	43	0	-10
31	中村(なかむら)	7	11	6	10	-1	-1
32	山口(やまぐち)	12	31	12	23	0	-8
33	内谷(日当)(うちだにひあて)	6	13	5	9	-1	-4
34	出ル羽(いずるは)	8	18	8	15	0	-3
35	内谷(日添)(うちだにひそえ)	9	26	8	19	-1	-7
36	小鶴(こづる)	13	34	6	16	-7	-18
	合 計	558	1,387	507	1,113	-51	-274

(資料) 五木村住民基本台帳

(8) 決算の概要

①歳入の推移

(千円)

区分	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
地方税	219,865	211,015	208,477	210,501	191,453	197,289	228,925	225,090	239,909
うち個人市町村民税	36,328	35,265	36,705	41,519	31,065	35,624	31,989	35,382	33,583
うち法人市町村民税	9,140	7,994	7,496	6,231	6,097	8,589	9,999	5,444	4,505
うち固定資産税	165,736	159,481	155,713	153,404	145,247	143,021	177,124	174,930	191,891
地方譲与税	40,969	40,475	39,552	38,433	36,147	34,274	32,345	33,830	40,295
地方特例交付金	1,551	4,267	5,295	5,475	-	-	131	31	4
地方交付税	1,129,225	1,163,214	1,221,008	1,195,358	1,512,597	1,431,858	1,223,674	1,333,596	1,238,201
普通交付税	1,006,632	1,028,046	1,064,782	1,044,483	1,338,027	1,287,053	1,083,571	1,134,516	1,093,878
特別交付税	122,593	135,168	156,226	150,875	174,570	144,805	140,103	199,080	144,323
その他の一般財源	25,901	22,400	20,427	18,478	20,250	18,623	18,563	29,318	28,072
小計(一般財源)	1,417,511	1,441,371	1,494,759	1,468,245	1,760,447	1,682,044	1,503,638	1,621,865	1,546,481
国庫支出金	176,699	406,124	1,213,267	338,917	452,920	841,841	623,306	328,490	400,348
都道府県支出金	238,319	382,535	506,094	430,065	861,720	1,334,809	1,378,154	754,433	713,289
繰入金	102,265	85,657	113,948	96,380	47,932	29,672	205,794	191,011	98,350
地方債	180,748	193,324	206,788	202,693	215,711	106,673	120,362	211,651	324,506
うち減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち臨時財政対策債	70,248	109,024	123,288	81,593	91,211	86,773	72,562	72,751	53,906
その他の特定財源	209,672	476,939	333,086	266,889	255,028	259,337	292,556	325,772	385,317
歳入合計	2,325,214	2,985,950	3,867,942	2,803,189	3,593,758	4,254,376	4,123,810	3,433,222	3,468,291
うち自主財源	531,282	773,068	654,959	573,231	494,413	486,298	727,275	741,873	723,576
うち経常一般財源等	1,301,195	1,310,761	1,342,203	1,320,548	1,588,414	1,539,538	1,363,596	1,425,019	1,402,181

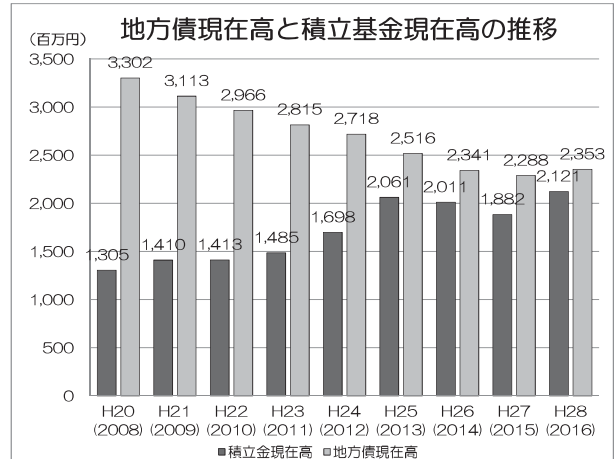
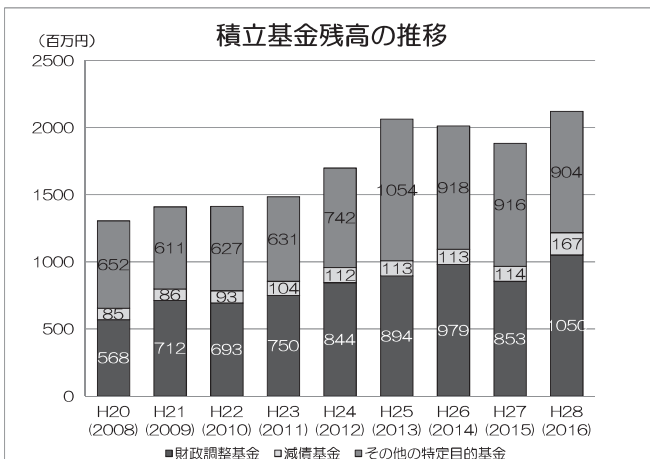
(注) 自主財源＝地方税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入

②歳出の推移

(千円)

区分	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
義務的経費計	882,116	894,025	848,343	844,670	809,261	775,195	770,343	772,650	762,037
人件費	355,664	379,072	355,916	351,017	364,127	344,135	357,978	398,422	393,860
扶助費	62,328	70,029	80,094	85,679	83,237	76,911	76,761	74,629	77,938
公債費	464,124	444,924	412,333	407,974	361,897	354,149	335,604	299,599	290,239
物件費	377,259	456,570	472,173	475,167	510,006	509,719	586,020	548,980	541,859
維持補修費	39,248	40,157	40,385	39,628	49,445	53,293	60,434	81,149	89,839
補助費等	200,476	252,309	399,424	277,414	338,320	361,245	443,629	348,793	321,550
繰出金	109,136	104,453	101,133	96,473	105,694	175,083	143,250	164,371	100,849
積立金	8,082	149,070	72,223	44,676	199,918	342,192	34,623	25,391	176,203
投資的経費	550,710	895,302	1,688,194	796,746	1,390,736	1,781,360	1,880,338	1,081,484	1,189,519
うち普通建設事業費	498,459	826,267	1,681,816	712,720	1,083,955	1,466,905	1,714,526	933,802	1,072,429
うち補助事業	282,506	368,074	1,150,773	439,705	782,296	1,117,863	1,276,883	709,974	907,448
うち単独事業	208,159	450,929	530,552	271,065	300,009	347,017	431,343	214,600	161,756
うち災害復旧費	52,251	69,035	6,378	84,026	306,781	314,455	165,812	147,682	117,090
その他	300	0	0	0	0	0	12,500	7,000	0
歳出合計	2,167,327	2,791,886	3,621,875	2,574,774	3,403,380	3,998,087	3,931,137	3,029,818	3,181,856

③積立基金と地方債の推移



(資料) 総務省「市町村決算カード」

実施計画

1 ソフト事業

(1) 観光・物産振興

① 観光振興

<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源を活用した宿泊客の増加と滞在時間の延長 ・ 発地型観光の誘致と観光ニーズに対応した着地型観光の推進 ・ 観光推進体制の充実 ・ 周辺市町村との連携による広域観光振興及びインバウンドへの対応
<p>平成 31 年度（2019 年度）の重点的な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既存施設等を活用した観光・交流の促進 既存施設や新たにオープンする宿泊等施設「森と溪流 ITSUKI STAY」などの魅力を県内外へ積極的に情報発信し、さらなる誘客、滞在時間の延長や宿泊客の増加に取り組む。 ○観光資源や体験プログラムを活用した着地型観光の促進 モデルコースの作成等による回遊性の向上や体験プログラムの充実による着地型観光の促進により、リピーターの獲得や満足度の向上、一人当たり観光消費額の上昇を図る。 また、村内飲食店等との連携を強化し、受け入れ体制の充実を図る。 ○観光客向けの P R 強化 観光案内所を中心として、バスツアーの造成に向けた旅行代理店等への P R 活動の実施、SNS の活用やホームページの再構築により、個人観光客向けの情報発信の強化に取り組み、観光推進体制の充実を図る。 ○周辺地域との連携強化及びインバウンド対応 「人吉球磨観光地域づくり協議会」等を活用し、周辺地域との連携強化及びインバウンドへの対応に取り組む。

② 物産振興

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稼ぐむらづくりの推進 ・ 農林水産物の生産維持 ・ 物産館「山の幸」を中心とした村製品の販売促進
平成 31 年度（2019 年度）の重点的な取り組み	<p>○特産品の磨き上げ、販路拡大等 特産品の磨き上げを進めるとともに、商談会への参加や情報発信の強化、有望な販路の拡大等に取り組む。</p> <p>○農林水産物の生産の維持・拡大 特産品の原料となる主要産物（ニンニク、シイタケ、ヤマメ）については、技術指導や組織化を通じて生産量を維持する。産地化に向けて取り組んでいるクネブについては作付け面積の拡大を図る。 また、有害鳥獣被害防止対策で捕獲したシカ肉等をジビエとして活用する。</p> <p>○物産館「山の幸」を中心とした村製品の販売促進 物産館出荷協議会を中心に出荷者の生産意欲を高め、集荷体制の改善と販売の強化を通じて、売上げの向上を図る。</p>

(2) 林業振興

① 五木産材のブランド化

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 五木産材のブランド化
平成 31 年度（2019 年度）の重点的な取り組み	<p>○五木源住宅のPR等の推進 五木源住宅協議会及び五木村山村活性化協議会の活動（各協定者が実施する販売活動の支援、モデル住宅、森林バスツアー、広報活動等）を通じて、葉枯らし天然乾燥の優位性を積極的にPRする。</p> <p>○付加価値を高めるための検討 木材の付加価値をさらに高める方策として村内での加工施設の整備について、林業関係者と検討する。</p>

② 林業従事者の雇用確保と人材育成

今後の課題	・ 林業従事者の持続的な確保・育成
平成 31 年度（2019 年度）の重点的な取り組み	<p>○雇用に関する支援 月給制導入事業者や適用者の拡大、機械購入費の補助及び各種研修制度を活用した新規従事者への支援を実施する。また、移住定住施策や村内事業者と連携した新規従事者の確保に取り組む。</p> <p>○くまもと林業大学校県南校の支援 県と連携し、座学拠点の円滑な運営や実習場所・指導者の選定等に対する協力体制の構築、村内への就業に向けたマッチング支援等に取り組む。</p>

③ 森林管理

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境譲与税制度への対応 ・ 有害鳥獣被害防止対策
平成 31 年度（2019 年度）の重点的な取り組み	<p>○「五木村森林整備計画」に基づく経営林の適正な管理 適切な森林整備を推進するため、「五木村森林整備計画」に基づき、村や林業関係者が一体となって経営林の適正な管理に取り組む。</p> <p>○森林環境譲与税導入に伴う取り組み 「新たな森林管理システム」を構築するため、協議会を設立し、基礎情報となる林地台帳の整備や事前調査に取り組む。</p> <p>○有害鳥獣被害防止対策 シカ・サル等の被害に対し、防止柵やネット等対策の徹底を図る。併せて有害鳥獣被害防止対策協議会と連携して、被害防止に取り組む。</p>

(3) 商工業振興

① 起業支援と事業規模拡大

今後の課題	・雇用創出につながる事業規模拡大及び起業支援
平成31年度(2019年度)の重点的な取り組み	○村内事業者への支援 雇用維持・事業拡大及び業種転換等を行う村内事業者に対して、五木村商工会と連携し重点的に支援する。 ○起業等の推進 村の特性を活かした起業を奨励するとともに、商談会や物産展等の関係催事で五木村のPRに取り組む。

(4) 移住・定住の促進

① 移住・定住の促進

今後の課題	・地域の特徴を踏まえた効果の高い移住施策の実施
平成31年度(2019年度)の重点的な取り組み	○ホームページやSNS等を活用した情報発信 若年層や子育て世代を主なターゲットに県や村の移住定住サイトやSNSを活用し、豊かな自然や地域の情報、暮らしに関する情報等、住む場所としての魅力を積極的に発信する。 ○住宅と仕事をセットにした移住施策の推進 空き家バンク登録物件等の住宅と村の主要産業である林業等の仕事をセットにした移住施策を推進する。 ○移住者が定住するためのサポート体制の強化 移住者や受け入れた地域のフォローの実施等、移住者が地域に溶け込むための継続的なサポート体制を強化する。

② 住宅等の確保

今後の課題	・空き家バンク等を活用した住宅の確保と情報発信
平成31年度(2019年度)の重点的な取り組み	○住宅の確保 より多くの移住を実現するため、活用可能な空き家の掘り起しや空き家バンクへの登録促進を図り、定住のための住宅情報を積極的に発信する。 また、移住・定住者向け村営住宅を整備する。

(5) その他の取組み（五木村振興基金を活用する事業）

地域福祉を増進する事業等、村の振興に必要な事業について、引き続き五木村振興基金を活用して取り組む。

平成31年度（2019年度） 事業一覧（ソフト事業）

（単位：千円）

項目	No	事業名	事業概要	事業費	財源内訳				
					国	県	うち振興交付金		村
							基金分	基金以外分	
観光・物産振興	1	アウトドア観光振興事業 （ふるさと振興課）	・水没予定地でのアウトドアスポーツを普及させるためのサイクルロードレースの開催	500		500	125	375	
	2	五木の子守唄祭開催事業 （ふるさと振興課）	・村や村内の関係団体が一体となり、五木の子守唄をテーマに祭りを開催	11,000		1,500		1,500	9,500
	3	ふるさと五木村観光推進事業 （ふるさと振興課）	・観光案内所と連携した村の観光推進 ・村の観光資源を活用した体験型観光プログラムの充実、観光情報の発信強化 ・五木村ファンクラブの運営 ・紅葉シーズンに合わせた観光キャンペーンの実施	31,578		17,991		10,997	13,587
	4	五木村歴史文化交流館事業 （教育委員会）	・五木村の歩みや暮らしの歴史を集積した資料館情報の発信を強化 ・住民との交流拠点としての強化を図る体験活動の実施	3,900		3,000	750	2,250	900
	5	村外向け情報発信事業 （総務課）	・五木村の魅力を知ってもらうための村ホームページの整理による情報アクセス向上と情報発信	4,730		3,300		1,100	1,430
	6	五木村観光資源等保存支援事業 （ふるさと振興課・教育委員会）	・村内に自生する希少植物（フクジュソウ、ヤマシャクヤク等）の保全のため、パトロールの実施や看板の設置 ・登山道の整備と登山客への対応 ・梶原川のキャッチ&リリース区間に巡視員を配置	1,000		1,000	250	750	
			・伝統芸能保存団体が取り組む後継者の育成に対して助成 ・地域づくりのための様々な取組み（祭りなどの地域行事の実施等）を行う村内外の団体等への助成 助成額 地区：100千円 団体：200千円	480		480	120	360	
	7	子守唄の里五木スポーツ大会事業 （教育委員会）	・五木源パークでのグラウンドゴルフ大会及び新春駅伝大会の開催	200					200
	8	村内観光施設の改修の検討 （ふるさと振興課）	・看板・標識等のサイン施設や老朽化した施設の現状について調査し、有効活用方策について検討し整備する						
	9	五木村グリーンツーリズム事業 （ふるさと振興課）	・グリーンツーリズム研究会が行うフットパスのコースづくり、おもてなしメニューの開発などの活動への助成	200					200
	10	特用林産物生産支援事業 （農林課）	・椎茸生産施設整備に対して補助（スライサー、乾燥機、運搬車等）（1/3） ・椎茸等生産のための小規模作業道開設に対して補助（800円/m） ・サル・シカ被害防止ネット設置、原木購入費（自家原木を含む）、種駒購入費等の椎茸栽培の諸経費に対して補助（1/2～4/5）	8,732		3,911	978	2,933	4,821
	11	五木産ソバ活用推進助成事業 （農林課）	・そば粉の地産地消（村内飲食店での使用、特産品への活用）に向けた生産拡大に対する補助（1,200円/kg）	1,200		1,200	300	900	
12	稼ぐむらづくり協議会推進事業 （ふるさと振興課）	・村内外での販売促進を図るため、事業者のレベルアップ、商品の販路開拓等に取り組む	4,500	2,250	1,125		1,125	1,125	

(単位：千円)

項目	No	事業名	事業概要	事業費	財源内訳				
					国	県	うち振興交付金		村
							基金分	基金以外分	
	13	特産品海外販路拡大事業 (ふるさと振興課)	・特産品の海外販路確保に向けて、市場調査、現地バイヤーとの商談を実施	1,000	500	250		250	250
	14	農産物の生産力向上事業 (農林課)	・特産品となる農林産物の生産を奨励するため、生産資材や種苗費等の経費に対して補助(1/2以内)	950		950	238	712	
	15	五木村6次産業化促進事業 (農林課)	・新たな特産品づくりを促進するため、農産物加工施設の整備に対して補助(1/2以内、補助上限額1,000千円) ・加工グループ、農業生産者等が行う商品開発、販路拡大、商品の磨き上げ等の経費への補助(1/2以内、補助上限額400千円)	1,400		1,400	350	1,050	
林業振興	16	造林事業 (農林課)	・間伐が必要な人工林における森林作業道開設に対する補助の嵩上げ(補助対象経費の22%) ・再造林における、植林経費、シカネット等の設置経費に対する補助の嵩上げ(補助対象経費の10%) 対象者：森林組合	3,803		2,303	577	1,726	1,500
	17	林業従事者育成確保対策事業 (農林課)	・月給制導入者について、社会保険料等の事業者負担分の一部を補助(1/2) ・緑の雇用事業の事業者負担の一部を補助(月額45千円) ・チェーンソー、下刈り機等の機械購入費用の一部を補助(1/2) 対象者：森林組合、認定事業者等 ・研修生に対する社会保険料等助成(1/2)	20,785		20,713	5,153	15,560	72
	18	有害鳥獣被害対策事業 (農林課)	・サル・シカ・イノシシの捕獲助成金(サル50千円/頭、シカ10千円/頭、イノシシ8千円/頭) ・解体場へのシカ肉搬入奨励金(2千円/頭) ・狩猟免許取得経費等の補助(2/3以内) 限度額 銃：300千円、罠：90千円 ・有害鳥獣被害対策(防護柵等設置)補助(1/2以内) ・猪鹿解体処理加工施設運営助成 ・シカ肉活用助成金(1/2) ・鳥獣被害防止対策協議会助成金	23,470	10,820	6,632	175	4,617	6,018
	19	森林整備員就業条件整備事業 (農林課)	・森林整備員を確保育成するため事業主と村が一定の金額を負担し合い就労日数に応じて奨励金を支給する(100円/日)	1,540		1,540	385	1,155	
	20	木材流通システム構築事業 (農林課)	・村外で行っている製材等について、村内での製材・加工施設・機械整備を検討する	3,000		2,250		2,250	750
	21	くまもと森林利活用最大化事業 (農林課)	・間伐材の搬出に係る経費に対して助成 対象者：森林組合 助成額：市場 3.4千円/m ³ 市場外 2.4千円/m ³ 中間土場 1.8千円/m ³	9,000		4,500			4,500
	22	木の駅プロジェクト推進事業 (農林課)	・木の駅プロジェクト実行委員会に対して、林地残材購入代金の一部を補助(4千円/t)	1,200		1,200	300	900	

(単位：千円)

項目	No	事業名	事業概要	事業費	財源内訳				
					国	県	うち振興交付金		村
							基金分	基金以外分	
	23	森林資源循環利用推進事業（再造林分） （県森林整備課）	・再造林を行う森林所有者等に対して苗木代を助成 対象者：森林組合、森林所有者等 助成額：苗木代の32%以内	790		790			
	24	県有林整備事業 （県森林整備課）	・県有林内の間伐、新植、巡視道の草刈り、作業道の開設等を実施。	16,918	5,410	11,508			
	25	森林環境保全整備事業 （県森林整備課）	・森林整備に伴う植栽から間伐の一連の施業及び作業道の開設に対して助成 対象者：森林組合、森林所有者等 助成額：標準経費の68%	37,547	28,160	9,387			
	26	森林資源循環利用推進事業（シカ対策分） （県森林整備課）	・再造林と併せて行うシカ食害防止施設設置経費に対して助成 対象者：森林組合、森林所有者等 助成額：シカ被害防止ネット （通常タイプ）340円/m	1,360		1,360			
商工業の振興	27	五木村商工業振興対策事業 （ふるさと振興課）	・商工業の振興を図るため、商工業を営む組織・団体その他商工会が必要と認めた者が行う事業に要する経費に対し助成 ◇新規雇用 1人当たり600千円 ◇起業化、施設増設、異業種転換等施設整備等のハード事業は事業費の1/2以内、ソフト事業は2/3以内 いずれも補助上限額1,000千円 （当該施設整備により雇用を創出する場合は25,000千円以内）	5,000		5,000	1,250	3,750	
	28	各種免許資格取得支援事業 （ふるさと振興課）	・村内の事業者が経費を負担し、従業員に各種免許資格を取得させた経費の一部を助成	300					300
移住・定住の促進	29	U・Iターン促進事業 （ふるさと振興課）	・首都圏等での移住相談会への参加等PR活動の実施 ・空き家バンク登録の空き家への移住者に対して助成金を交付（200千円） ・改修した空き家の貸付けや仕事体験等を実施 ・空き家整理を行う場合、一部について助成金を交付（空き家バンク登録が前提）	1,803		1,803	450	1,353	
	再掲	村外向け情報発信事業 （総務課）	観光・物産振興で掲載						
	30	子育て応援支援事業 （ふるさと振興課）	・子育て世代の支援を目的とした中学生までの子どもに対する助成 （1人あたり20千円/年）	1,820		1,365		1,365	455
小計				200,706	47,140	107,758	11,601	57,578	45,808
	31	子育て・定住支援対策事業 （ふるさと振興課・保健福祉課）	・子育て世代への支援を行うため、様々な助成（妊婦健診、特殊ミルク、高校生までの医療費、不妊治療）を実施 ・40歳以上の村民を対象にした脳ドック健診に対する助成（15千円/人） ・地域の生活基盤を支える事業所等の存続・維持のため、資金を貸し付けた金融機関に対し利子補給を実施	5,308		1,296	1,156		4,012

(単位：千円)

項目	No	事業名	事業概要	事業費	財源内訳				
					国	県	うち振興交付金		村
							基金分	基金以外分	
その他	32	高齢者等の集落内移動支援事業 (保健福祉課)	・ 高齢者や障がい者に対する電動カートのレンタルに対して助成 (6,800円/月)	141		45	45		96
	33	地域福祉増進事業 (安心・元気づくり) (保健福祉課)	・ 介護予防対策として、村内8箇所月2回、健康体操等を実施する「げんぞう会」を開催 ・ 食の自立支援事業対象である高齢者等への給食配付の際の安否確認の実施 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所における宿泊利用に対して助成 (500円/泊) ・ 高齢者や障がい者など移動手段を持たない人に対する買い物支援を実施 ・ 障がい者等タクシー利用助成 (500円/回) ・ 禁煙治療実施者へ助成 (15千円/人)	13,396		9,675	9,675		3,721
	34	食の自立支援事業 (保健福祉課)	・ 食事を作ることや、食材購入が困難な高齢者等に給食を提供 (1食あたり300円を補助、自己負担は200円)	630		630	630		
	35	高齢者等住宅増改築費助成事業 (保健福祉課)	・ 高齢者等の住宅改造(バリアフリー化等)に必要な経費に対して助成 助成率：2/3～全額 限度額：880千円	700		700	350		
小計				20,175		12,346	11,856		7,829
合計				220,881	47,140	120,104	23,457	57,578	53,637

2 ハード事業

ふるさと五木村づくり計画に基づき実施する、平成31年度（2019年度）生活再建基盤整備事業については、村事業として8事業、県事業として2事業を実施する。

また、平成30年度（2018年度）に県の同意を受け借入れた過疎対策事業債の借入額の3割に振興交付金を活用する。

平成31年度（2019年度） 事業一覧（ハード事業）

<村実施事業>

(単位：千円)

No	事業名	事業概要	事業費	財源内訳			
				国	県	うち振興交付金	村
1	村道神屋敷線整備事業（建設課）	・村道神屋敷線（川辺川左岸側）の道路整備（村が県に委託して実施）	162,261	92,223	2,788	2,788	67,250
2	村道折立線道路改良事業（建設課）	・村道折立線の道路改良工事	28,242	15,340	2,302	2,302	10,600
3	村道改良修繕等事業（建設課）	・村道の橋梁等点検・補修及び維持修繕 ・林道の維持修繕	90,185	41,066	34,319	34,319	14,800
4	高齢者集合住宅整備事業（保健福祉課）	・高齢者集合住宅の整備	90,420	0	46,420	46,420	44,000
5	都市再生整備計画（東部地区）事後評価（ふるさと振興課）	・東部地区事業事後評価	5,000	0	5,000	5,000	0
6	村営住宅整備事業（建設課）	・村営住宅の整備	46,237	0	14,037	14,037	32,200
7	診療所機能充実事業（保健福祉課）	・五木村診療所機能充実に係る設備等購入	1,286	0	700	700	586
8	小水力発電事業（ふるさと振興課）	・小水力発電に係る整備等	100,000	0	100,000	100,000	0
H30年度（2018年度）過疎対策事業債の借入額の3割相当分					71,580	71,580	
合 計			523,631	148,629	277,146	277,146	169,436

<県実施事業>

(単位：千円)

No	事業名	事業概要	事業費	財源内訳			
				国	県	うち振興交付金	村
1	国道445号（九折瀬工区）整備事業	・国道445号（九折瀬工区）の道路整備（川辺川右岸側）	800,000	600,000	200,000	200,000	0
2	林道開設（森林基幹道瀬目下谷線）	・森林基幹道瀬目下谷線の開設（県代行業業）	172,600	92,341	80,259	0	0
合 計			972,600	692,341	280,259	200,000	0



森と溪流 ITSUKI STAY

発 行 者：熊本県
所 属：川辺川ダム総合対策課
発行年度：平成 31 年度（2019 年度）